

○熱海市娯楽・レクリエーション地区建築条例

昭和47年10月5日

条例第9号

改正 平成5年3月24日条例第7号

平成7年12月19日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条第1項の規定に基づく娯楽・レクリエーション地区内における建築物の建築の制限または禁止および同法同条第2項の規定に基づく建築物の建築の制限の緩和に関し、定めることを目的とする。

(建築物の建築の制限)

第2条 第1種娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第9項の制限によるほか、別表第1に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、市長がその地区の利便を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による建築物の建築の許可をする場合においては、あらかじめ娯楽・レクリエーション地区建築審議会の意見を聞かなければならない。

(平7条例29・一部改正)

(建築物の建築の制限の緩和)

第3条 第2種娯楽・レクリエーション地区内においては、法第48条第4項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる建築物を建築することができる。

(平7条例29・一部改正)

(娯楽・レクリエーション地区建築審議会)

第4条 第2条に規定する意見を述べさせるとともに、市長の諮問に応じて、第1種娯楽・レクリエーション地区内における建築物の建築の制限に関する事項を調査、審議させるために、熱海市娯楽・レクリエーション地区建築審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第5条 審議会は、委員5人をもつて組織する。

2 審議会の委員は、学識経験者、および市の職員のうちから市長が委嘱または任命する。

(会長および副会長)

第6条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除外)

第9条 委員は、自己または三親等以内の親族の利害に関係ある事件については、この条例に規定する議事に加わることができない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(罰則)

第11条 第2条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者または占有者は5万円以下の罰金に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定の適用については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示までの間は、改正法第2条の規定による改正後の建築基準法第2条第21号、第48条(第13項及び第14項を除く。)、第49条及び別表第2の規定は適用せず、改正法第2条の規定に

よる改正前の建築基準法第2条第21号、第48条（第9項及び第10項を除く。）、第49条及び別表第2の規定によるものとする。

附 則（平成5年条例第7号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の施行の日から施行する。

附 則（平成7年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成7年規則第30号で平成7年12月25日から施行）

別表第1

特別用途地区	用途地域	建築物
第1種娯楽・レクリエーション地区	商業地域（小山埋立地）	1 学校、神社、寺院、教会、自動車教習所、病院、畜舎又は工場（船舶の造船修理工場を除く。） 2 危険物の貯蔵または処理に供する建築物（地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類及び第3石油類を除く。）

別表第2

（平7条例29・一部改正）

特別用途地区	用途地域	建築物
第2種娯楽・レクリエーション地区	第2種中高層住居専用地域（泉、伊豆山、旧熱海、和田木、網代の各一部）	ホテル又は旅館